

平成24年度第1回

## 新宿区みどりの推進審議会小委員会議事録

平成24年4月16日（月）

新宿区みどり土木部みどり公園課

# 平成24年度第1回新宿区みどりの推進審議会小委員会議事録

平成24年4月16日（月）

午後2時57分～4時12分

区役所本庁舎6階第2委員会室

1 開 会

2 審 議

保護樹木等の指定及び解除について

3 その他

連絡事項など

4 閉 会

## ○配付資料一覧

資料1 新宿区みどりの推進審議会小委員会委員名簿（第11期）

資料2 保護樹木等の指定及び解除について

参 考 新宿区みどりの推進審議会小委員会について

参 考 新宿区みどりの条例・同施行規則（保護樹木抜粋）

小委員会委員 7名

委員長 熊 谷 洋 一                      委 員 興 水                      肇

委 員 金 田 宣 紀                      委 員 渡 辺 芳 子

委 員 福 田 雅 人                      委 員 椎 名 豊 勝

委 員 越 野 明 子

◎はじめに

**みどり公園課長** 定刻ちょっと前ではございますけれども、ただいまより平成24年度第1回新宿区みどりの推進審議会小委員会を始めさせていただきます。

私は、本日、事務局を務めさせていただきますみどり公園課長の吉川と申します。今年度から着任いたしました。どうぞよろしく願いいたします。また、後ほどごあいさつさせていただきます。

本日の小委員会につきましては、急な開催にもかかわらず、皆様、大変お忙しい中、このような時間にお集まりいただきましたことを深く感謝するとともに、厚く御礼申し上げます。

さて、本日開催する小委員会でございますが、新宿区みどりの条例第28条の2の規定に基づき設けられており、審議事項は保護樹木等の指定及び解除となっております。これらの審議事項について、迅速な判断が必要な場合で、かつ早急にみどりの推進審議会を開催することが困難な場合に開催いたします。

委員は、みどりの推進審議会のうち会長が指名する8名以内で構成され、委員の過半数の出席により成立します。

今回は今年度1回目、小委員会を設置するという規定を設けてから4回目の小委員会でございます。保護樹木の指定及び解除について、御審議をお願いしたいと考えてございます。

本日は、現時点で傍聴を希望される方はお見えになっていませんが、本日の審議内容から公開しても支障がないと思われるため、公開とさせていただきたく、委員の皆様の御了承をお願いいたします。

それでは、改めまして平成24年度第1回新宿区みどりの推進審議会小委員会を始めさせていただきます。

なお、本日の会議については、16時を終了の目途としております。よろしく願いいたします。

ここで、マイクの使用方法について御説明させていただきます。発言の際には、お手元の4番、「要求／4」と書いてございますボタンがございますが、これを押していただきまして発言をお願いいたします。「要求／4」で発言でございます。終わりましたら「終了／5」というボタンがあると思います。こちらを押していただければと思います。終了は5番でございます。

すみません、座らせていただきます。

では、よろしく願いいたします、委員長。

---

### ◎開会

**熊谷委員長** それでは、ただいまより平成24年度第1回新宿区みどりの推進審議会小委員会を開会いたします。

最初に事務局より、本日の出席状況についてお願いいたします。

**みどり公園課長** それでは、本日の委員の出席状況について御報告いたします。

本日は、池邊委員より欠席の届けをいただいております。本日は8名中7名の出席により、小委員会は成立していることを御報告いたします。

**熊谷委員長** ありがとうございます。

次に、本日の資料について事務局より説明をお願いいたします。

**みどり公園課長** 皆様のお手元にございます資料について御説明いたします。

お手元に配付いたしました資料を御確認いただきたいと思います。まず初めに議事次第、次に資料1、新宿区みどりの推進審議会小委員会委員名簿（第11期）、続きまして資料2、保護樹木等の指定及び解除について、それから参考でございますが、新宿区みどりの推進審議会小委員会についてという資料と、新宿区みどりの条例・同施行規則の保護樹木の部分を抜粋したものをお配りしております。

もし資料が不足しておりましたら、事務局までお知らせ願います。

それから、参考資料ですね、「広報しんじゅく」の3月15日号と4月5日号で、それぞれサクラの記事ですとか、あとこれはちょっと裏面に、ちっちゃいんですけども、公園などに「この木なんの木？ 気になる公園」ということで、公園にある樹木の紹介をさせていただいておりますので、後ほどごらんください。

それから、ほかに、最近、みどり公園課で作りました区内の公園・児童遊園のマップというのをございますして、地図のほか代表的な区内の公園を紹介している記事を掲載しておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

最後に、何かいろいろ資料があつて恐縮です。区のホームページで、「さくらの見ごろ情報をお知らせします！」ということで、ホームページで掲載しております。もう桜、大分散ってしまったんですけども、いろんな区内の桜の名所をホームページ上で紹介している記事でございます。

資料については以上でございます。もし不足がございましたら、事務局までお知らせ願います。

熊谷委員長 いかがでしょうか。資料に過不足はございませんでしょうか。

---

### ◎保護樹木等の指定及び解除について

熊谷委員長 それでは、議事次第に従いまして議事を進めさせていただきたいと思えます。

本日の審議事項は、保護樹木等の指定及び解除となります。

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

みどり公園課長 それでは、保護樹木等の指定及び解除について、資料2に基づき御説明いたします。資料2をごらんください。

担当の職員より、映像を交えて御説明させていただきますので、申し訳ございませんが、室内の明かりを暗くさせていただきます。

事務局 担当いたします宮田です。それでは、着席させていただきますして、説明させていただきます。

平成24年2月28日から平成24年4月16日の期間に、保護樹木等に関しまして、指定同意書及び解除の申し出のありましたものについて御説明申し上げます。

今回の指定・解除件数についてです。

保護樹木につきましては、指定につきましては、指定の同意がございました件数は1件、本数は1本ございました。解除につきましては、解除の届け出がございました件数は1件、解除本数1本の届け出がございました。

保護樹林、保護生垣に関しましては、指定・解除ともに御相談ございませんでした。

それでは、指定案件について御説明申し上げます。

保護樹木の指定に際しましては、樹木が健全で、かつ樹容が美観上すぐれている樹木のうち、地上1.5メートルの高さにおける幹回りが1.2メートル以上の樹木を対象としております。

指定の同意書の提出件数は1件、1本で、指定基準を満たした生育良好の樹木が対象となっております。

場所は、西早稲田三丁目にあります駐車場敷地内に生育している樹木1本になりまして、樹種はスダジイ、幹回りは1.47メートルでございます。

こちらが、具体的に御相談のありました樹木の写真になります。手前に、以前指定しておりまして衰弱して枯死したスダジイがございまして、奥が今回指定の同意がございましたスダ

ジイになります。対象木は、コインパーキングの敷地内の南西の角地に生育しております。生育良好で、年1回の定期的な剪定が行われています。

今申し上げましたように、並びには昭和48年度に指定されまして、平成10年3月に衰弱し、枯死したために指定解除したスダジイが横に生育しております。枯死したスダジイは、撤去されずに残置されているため、対象木と幹が一部触れておりますが、H鋼で南側に傾くのを押さえている状況です。

所有者は、枯死したスダジイは、依頼している造園業者が、御神木なので処分したくないという理由で、腐食してなくなるのを待っているという状況でございます。

続きまして、保護樹木等の解除についてです。

こちらは、弁天町にあります民地の敷地内に生育している樹木1本です。指定年度は、平成6年度で、樹種はサクラ、ソメイヨシノになります。幹回りは3メートルございます。

指定解除の理由は、建築計画のためということになってございます。生育箇所に建築計画があり、移植場所の確保も困難なために、指定解除の申し出がございました。

具体的に対象木を写真で御説明いたします。

対象木のサクラ、ソメイヨシノです。撮影したのは、3月27日になりますので、花はつぼみの状態です。現在、敷地南側の擁壁沿いに生育しております。今回、遺産相続によりまして、敷地の半分で、保護樹木の生育する場所を更地で5月に売却することになりまして、指定解除の申し出がございました。伐採は、4月25日ごろに行いたいという形で聞いてございます。

新しい建築計画に際しましては、南側私道がセットバックする必要がございまして、現状では後退箇所に生育していることになります。幹回りは3メートルで、樹高約8メートル、枝張り8メートルとなっております。私道側に越境しないように、北側の枝が剪定されております。生育良好ですけれども、樹齢に伴う老齢化から幹にキノコ、うろなどが見られる状況となっております。

以上が解除の案件になります。

今回の保護樹木の指定及び解除が承認されますと、保護樹木につきましては、前回の審議会から増減なしで278件、1,067本の指定となります。保護樹林、保護生垣に関しましては増減なしの状況でございます。

以上で、保護樹木等の指定及び解除についての説明を終了いたします。

**みどり公園課長** 今回の小委員会の開催も急ではありましたが、すべての委員の方々に対して

意見照会を行いました。本日の午前中を締め切りとさせていただきますが、これまでのところ御意見はございませんでした。

以上でございます。

**熊谷委員長** ありがとうございます。

以上、事務局より説明がありましたが、ここで御質問や御意見があれば、お伺いしたいと思いますので、どうぞよろしく御発言をお願いしたいと思います。

椎名委員、よろしくお願いいたします。

**椎名委員** 指定のほうのスタジイを、ちょっと映像で出してください。

御神木ですからね、幣束がかかっていますが、御神木ですよ。根との関係、根際の関係というのは、どういうふうになっていますか。指定樹木と過去のそのあれというのは、これ、根つながりではないですよ。どうですか。

**事務局** 違います。

**椎名委員** 例えば、ひこばえが出て、それが大きくなったとか、そういうものなのかどうか。

**みどり公園課長** ちょっと今、その大きい写真をごらんいただきます。

**椎名委員** 最初から2本生えていたということですかね。

**事務局** 所有者のほうの御意見なので、確かかどうかわかりませんが、もともとの御神木と言われている大木が生えていて、その後、実生でこちらが出てきたというような形でお話になっておりました。

**椎名委員** 実生でね。まあある意味、御神木はそのままにしておいたほうがいいのかどうかという問題ですけども、せっかく大事にしているんですから、構わないとは思いますが、もしかしたらあれですね、ひこばえの可能性はないとも言えませんね。まあいずれにしても木を大切に育てていただいている方という印象はあれですので、御神木もまだまだ、御神木のほうもまだ材としては大丈夫そうですし。

外側はもう塀なんですか。

**事務局** はい。

**椎名委員** ああ、塀ですね。段差か何かあるんですか、あの外側は。

**事務局** 段差ございません。

**椎名委員** ないんですか。じゃ、外に……

**事務局** 今こういう、外側から見た図がこういう形になります。

**椎名委員** なるほど、なるほど。剪定もよく毎年されているし、大きい木にしてはすごく大切

に育てられている感じですね。まあ下の御神木にしてあるのが倒れたりなんかして、指定されたものに傷がついたりなんかしないようにとか、そんなことを配慮しながら両方とも、せっかく所有者の方が一生懸命保護されているわけですから、やられたらいいんじゃないかと思えますね。恐らく根はだんだん朽ちていきますので、若いほうの根がどんどん伸長して行って、大丈夫だとは思いますが。

それから、解除のほうを。ここから見ると、ちょっと傾いているんですか。傾いてはいないですか。

**事務局** 傾いてございます。片側だけというか、剪定を全部北側に伸ばして、南側を強く切っている状況でございます。

**椎名委員** なるほど。

**事務局** 以前、電線にかかったという経緯がございまして、それで剪定の仕方をこういう形にしております。

**椎名委員** 何かシイサルノコシカケが出ているという、キノコが出ているというのがありましたね。

**事務局** はい、こちらです。この部分です。

**椎名委員** ここから見た感じでは、サルノコシカケみたいな感じですね。わからないですけどね。現地で確かめないとわからないですけども、まあまだまだ、腐朽としてはまだまだ大丈夫だと思えますね。サルノコシカケであれば、そんなに急激には傷まないと思えますので、まだまだ大丈夫だと思えますけれども。

これもあれですか、42条2項で削られて、それでそこを道路というか、通行、空間、場所にしなきゃいけないということで、もうどうしようもないということなんですね。この前と同じですよ。

**事務局** はい。建築計画で、もともと更地を条件に、前提で売買されていますが、それ以前に42条のほうの建築のほうの規制で、セットバックで後退するラインには入っております。

**椎名委員** なるほどね。42条2項で、あれですね、適用されちゃって。これ、ここがもう前面道路なんですか、やっぱり。こちら側。

**事務局** 擁壁の部分が前面道路の部分でございます。

**椎名委員** ああ、そうですか。じゃ、しょうがないですね。前面道路では仕方がない。

なかなか生育旺盛みたいですよ、今。花、見てみないとわからないですけども。なかなか旺盛な枝ぶりというか、旺盛な木ではありますね。恐らくもう終わりましたでしょうけ



れども、花はたくさん咲いたんではないかと。剪定しながら、よく育てていらっしやっただかなという印象ですね、大切に。まあ剪定せざるを得ないでしょうから、それでも、剪定しながらでも大切に育てていただいたなという印象がありますね。惜しいですね、残念ですけどね。

以上です。

**熊谷委員長** ありがとうございます。

どうぞ、渡辺委員。

**渡辺委員** 指定のほうなんですけれども、スタジイ、ちょっと見せてくださいますか。最初の木。あの指定のほうのスタジイがかなり、道路いっぱいですか、塀に。枝、通りにまでかかっていますよね。

**事務局** 中におさまるような形で剪定はされております。お待ちください。

外側からの写真でお見せします。これはちょっとわかりにくい、こちらに、こういう形ですね。

**渡辺委員** ああ、そうなんですか。塀はずっと続いているわけじゃなくて、途中で途切れている。

**事務局** いいえ、ちょっとこの方角から、こちらの面と北側に向かっても塀はございますので、こちらは隅切りを切ってあるような形で今ございます。

**渡辺委員** この入っていくときも、もちろんこの方の地所ですよね。

**事務局** はい。

**渡辺委員** じゃ、これ広がっても構わないんですね。

私も、ちょっと指定、御神木のほうの木がちょっと邪魔するのかなって心配したんですけども、御専門の椎名先生が大丈夫だっておっしゃっていた。ぜひ、いいと思いますね。また、通りに出たりして枝ぶりを切るとか、何か葉が落ちるとか、そういう問題がなければとてもいいんじゃないかと思います。

何かこの角度で見たのと、先ほどの駐車場をばっと見たのと全然違いますね。

**熊谷委員長** いかがでしょうか。ほかにございますでしょうか。

**事務局** すみません、ちょっと解除の樹木について補足をさせていただきたいと思います。

実はこの樹木は、牛込地域にございます。実は所有者の方からは、今年の2月の初旬に、そもそも区のほうには保護樹木の解除ということではなくて、移植をしたいんだということでお話がありました。そのときは、実は建築の建てかえをするんだと。それで、どうして

も既存の保護樹木1本が建築計画に当たってしまい、大変愛着があるので移植したいということで御相談がありました。私どもは、既に保護樹木の移植する際の助成費、移植費用を助成するという制度がございますので、ぜひ活用していただきたいと。それで、移植に必要な技術的な支援ですとか、そうしたことについては相談に乗りますよ、ぜひ移植してくださいなということで、ずっとお話をさせていただいておりました。

ただ、どうしても、その後いろいろ移植を検討していただいた中で、実は移植をするための機械、つまり大きな車ですとか、樹木をつるための工作、クレーン車のようなものが道に入っていないんですね。実はその前面道路が、セットバックをするくらい細い道路なものですので、そういう物理的に移植することが不可能だということが、いろんな造園業者に問い合わせをしたようなんですけれども、どうしてもできないということで、今回やむなく解除の申請ということになりました。

ただ、この方は、この保護樹木以外にも、お庭に何本か樹木がございまして、それで低木、例えばツツジですとかツバキにつきましては、新宿区のグリーンバンクという畑があるんですけれども、そちらのほうに一時的に移植をしまして、自分の家が新たに建築が終わったときには、またグリーンバンクから持って行って、また大きく育てたいということで、そうしたお手伝いもさせていただいたところがございます。

いずれにしましても、この桜を切るに当たりまして、例えば芽をとっておいて、クローンの形でまた育てたいとか、そういうこともお話しされているので、区のほうで先日、職員が行ってアドバイスをしてきたところでございます。大変愛着のあった樹木ということで、今回解除になることを、非常に残念だということを申ししていましたことを、ちょっと補足という形で御説明させていただきました。

以上でございます。

**熊谷委員長** ありがとうございます。

いかがでしょうか、御意見があれば、あるいは御質問があれば。特にこの解除の件については、通常ですと所有者の方が、もう半ば解除を前提としてこちらに申請をしてくる場合が多くて非常に残念なんですけど、今回はむしろ所有者の方が、できれば移植をしてほしいと。

それから、これ先ほどから皆さんごらんになったように、非常に手入れがよくて、健全に育ってきていて、それから幹回りが3メートルですか、これ結構な、保護樹木の中でも新宿を代表するような大木だと思うんですよね。ですから、みどりの審議会としては、できるだけこれは、所有者の方が残してほしいというようなことをおっしゃっているんで、簡単に、

このままというのちょっと私は大変心が痛みますので、できれば委員の方からいろいろな御意見をいただいて、最終的に解除やむなしということになっても、その辺の御意見をいただいて、今後のまたいろいろな参考にしていくべきかなというふうに考えますので、どうぞ忌憚のない御意見をいただけたらと思いますが、いかがでしょうか。

副会長、まず口火を切っていただいて。

**輿水委員** 皆さん、やむを得ない、残念だというお気持ちだろうと思うんですね。私もそうです。保護樹木、1,000本あるわけですから、これからもう次から次へと行っていいかわかりませんが、指定解除の話が出てくるわけですよ、大きくなればなるほど。そういう非常に残念なことを、小委員会でやらなきゃいけないというのは非常に気が重いんですが、でもやむを得ない、そういうことが起こる。

その指定解除のときに、幾つかパターンがあるというか、幾つか理由がある。今までずっと拝見していて、例えば一番保護樹木として存続しやすいお寺とか神社とかね、あるいは学校とかって、そういう施設の場合にはそう簡単には指定解除というのは出てこないんですけども、でも最近はお寺とか神社でも、社務所を何とかするとか、あるいは何か幼稚園もつくりたくて、神社としてやっていけないからとかって、そういうふうな非常に現実的な話というかな、今日的な話が出てきて神社でも守れないということがある。でも、そういう守りやすいところと、それから道路のすぐ隣で、もうぎりぎりに立っていて、もう木も枯れそうみたいな、ひどい状態、本当に枯れてきちゃって指定解除になった例もありましたね。それから、今回のこの例のように、非常にいい敷地があって、大きな敷地、お屋敷があって、相続が発生して半分売らなきゃならないと、物納しなきゃいけないと、更地で物納しなきゃいけない、ひいては保護樹木がひっかかると。

特にこの場合のように、さらに建築計画があると、前面、2項道路にしなきゃいけないと。道路敷地に提供しなきゃいけないので、そこにひっかかるというケースは、これからも出てくるだろうと思うんですね。いろんなケースが出てきそうなので、少し事務局のほうで、つらい作業なんですけれども、保護樹木については既にデータをお持ちでしょうから、今度は逆にどういう場合に指定解除が起こるんだろうかということ、あらかじめ少し過去の事例も含めて想定をしていただいて、特にこういう相続が発生して云々という場合は、ちょっと大事な話になりそうなので、これも大変難しい。事前に、そろそろあそこは相続が発生しそうだとか、もしわかれば。

今笑い話的に申しましたけれども、ほかの自治体では、例えば市民緑地で提供していると、

あるいは保存緑地で提供していると。ところが、相続が発生したという場合にはどうしたらいいかというときに、あらかじめ指定するとき、例えば市民緑地として指定するとき、あるいは保存緑地に指定するとき、あそこは何年ぐらいもちそうだと。でも、ということは逆に何年ぐらいたったらば危なそうだと、相続が発生しそうだということをあらかじめ予想しておいてね、そこについては例えば市のほうでお金を積み立てておいて買っちゃうとかね、市に売ってもらう、市が買うということも、全部はもちろんできないわけですがけれども、そういうふうな、みどり行政としてそういう対応をするというところもあるんですね、実は。

ですから、この場合の保護樹木についても、1本の木ですがけれども、あらかじめ相続が発生しそうだという、相続で指定解除になりそうだというのは、これは今回いいですがけれども、いずれ、将来についてもちょっと予測しておいていただきたい。予測しておいて、その手だてを考えると。

これの話、もうやめますけれども、記録として残るので、きょうの小委員会の資料で、僕今日気がついたので大変申しわけないんですが、指定解除の理由が「建築計画のため」と書いてあるんですね。今ずっと御説明いただいたので、中身は全部承知しているつもりなんですけれども、記録として残ったときに、「建築計画のため」ということだけしか残らないとすると、少しどうなのかなと。もう相続とは無関係の話になっちゃいますね。これは相続が発生したと。物納しなきゃいけない。更地にする。でも、これは、よくわからないんですが、建築計画をして、そしてそれを何かマンションにするかわかりませんが、その建築するときには前面道路じゃなきゃいけないので、2項道路にしなきゃいけないから、セットバックしなきゃいけないと。だから、直接的な指定解除の理由は、道路用地に提供するためなんだろう、これ多分ね。でしょう。多分。建築計画のためと言われちゃうと、じゃ建築計画を少し見直せば何とか残せるんじゃないか、それをしないままに審議会は認めちゃったのかという話に後々なると、ちょっとまずいような気もするので、単純にマンションにしたいから切っちゃうよ、駐車場にしたいから切っちゃうよ、ガレージをつくりたいから切っちゃうよというのとは違うケースですよ、これは今回。

だから、そのことがちゃんと記録に残るように、もう少し丁寧に指定解除の理由を、2項道路に、道路敷地に提供するためとかね、ちょっとそういうことも入れておいたほうが、後々のためにいいのかなという気もちょっとしたのですが、行政的にはいかがでしょうか。このこと書けますか、書けませんか、書いてもしようがないですか、どうでしょうか。

**みどり公園課長** 副会長の御指摘のとおり建築計画のためと単純に言ってしまいますと、せつ

かくの所有者の方の思いが何となく、無駄とは言いませんけれども、表に出てこないというところでは、少し表現の仕方に工夫の余地があると思います。例えば、42条2項道路の後退及び物理的に機械が入ってこれないという部分もありますから、まあ重機が入らないから移植が困難なためとか、そういった形でその思いがわかるような書き方を工夫してまいりたいと思います。これ、修正しちゃったほうがいいのかな。ちょっと修正を考えます。

**熊谷委員長** では、確認ですが、道路用地として提供するため支障がある。さらに移植が物理的に困難なためと、この2つですよね、理由はね。そこを上手に書いていただければ。

ありがとうございました。

はい、どうぞ越野委員、お願いいたします。

**越野委員** 解除やむなしというのは、納得するところなんですけれども、指定されたのが平成6年というのがちょっと気になりまして、道路ができるというのは、かなり前から決まっていた場合が多いと思うので、この場合というのは、道路になるというのは、その時点で、指定の時点でわかってはいなかったのかなという疑問がわきましたので、質問させていただきます。

**熊谷委員長** いかがでしょうか。事務局、お願いいたします。

**みどり公園課長** 42条2項道路のセットバックというのは、建築基準法というのが昭和25年に施行されて、そういう狭い道が区内にたくさんあるんですけれども、建てかえのときに、建築計画があるときに下がってくださいというふうにやってございまして、今も順次、建てかえに伴って後退というのはいろんなところで行われています。いわゆる計画道路のような、区が買収してその道路にすることを進めるとか、そういうことではございまして、あくまで建てかえが発生しないと、そのまま残るものでございます。それで、そういうものを指定するのはいかがなものかということなんだろうけれども、そこに木が存在するということは、その道路、建築基準法上の道路の考え方とはまた別に、重要な、そこに存在する樹木として指定していくことには意義があると考えております。

**熊谷委員長** はい、部長、お願いいたします。

**みどり土木部長** 今のちょっと補足といいたいでしょうか、自分の考えをちょっと申し上げさせていただきたいと思うんですが、今の公園課長の答弁、そのとおりにかなと思うんですが、一方、今のいろんな御意見とか御質疑とか聞いたり、今回こういう事例が発生したことを踏まえまして、今後、そもそも、やっぱり我々、みどりを大事にしなきゃいけないとともに、やっぱり細街路というのは防災上であるとか、さまざまところで重要な施策としても展開し

ているものですから、なかなか例外はつukれないという状況はございます。

そういった中で、保護樹木に指定するときに、やっぱり我々、その地域の状況というのをもう少し詳細にといいましょうか、広い意味で見させていただいて、今ありましたように、越野委員から、この道路が、このまちが今後どんなようにつくられていくんだろうという視点を、もう少し今以上に、我々、判断する材料にしていかなければいけないのかな、場合によっては、もし指定の御要望が出るとしても、そう遠くないときに、どうしても建築計画になったり、支障になるようなことが想像、さっき副会長からありましたように、少し我々想像もしまして、長い目で見て物事を判断していくという視点も、やはり重要になってくるのかなというふうに、ちょっと私、今、議論を見て考えましたので、これちょっと宿題といいましょうか、今後の我々の判断、材料にはさせていただきたいと思いますが、基本的にはやっぱりみどりを大事にしたいという思いはありますので、そのような、先ほどの公園課長の対応になるかと思えますけれども、一方でやっぱりお金、税金のこともございますし、援助もございますし、せっかく指定したのにまた切られるというのは、非常にむなしい、委員の皆様のお気持ちも十分わかりますし、地域にとってもやはりそれが本当にいい施策かどうかという判断も出てくるかと思えますので、そこについては慎重に考えていくことが必要かなと思えました。

ちょっと答弁というか、話をさせていただきました。よろしくお願ひしたいと思えます。

**熊谷委員長** ありがとうございます。

椎名委員、お願いいたします。

**椎名委員** これは私が思うのは、区民のほうは保護に対して区より進んでいるのではないかというふうな気持ちがありますね。手入れも十分されているし、それから御相談の内容もそういう内容で、むしろ区の緑化行政、何しているんだというのが区民の偽らざる気持ちなんじゃないかと思うんですね。ですから、例えば42条2項に該当する保護樹木、現在のやつが、どれが該当するのかという調査をまずやるべきじゃないですか。今指定しているんですから。それが42条2項に相続や何かでかかったときに、どの木がそれに該当するのかという調査をまずやるべきですね。

それと、例えばこの人が、この木の周りの土地を区に上地するといった場合には、どういうふうになりますかね、これ。

**輿水委員** この周りだけ、区に寄附しちゃう。

**椎名委員** いや、土地を。木は土地の従属物ですから、土地を寄附するというのが、もしあ

の人が言った途端に、その42条2項とは別の問題が発生するわけでしょう。それは、どういうふうになりますかと言っているんですね。この人は、そういうことを考える可能性もあるわけですね。そういうふうになったときに、どういうふうになるのかなど。この人がどうしても残したければ、じゃ区に土地を寄附しますよと。木は一般的に、民法でいえば土地の従属物ですから、土地と附属しているものなんですね、解釈としては。土地を渡せば、そこにある木も一緒に渡すと、寄附するというふうになるわけなので、そういうことを言った場合にはどういうふうになるのかなど。そのときの42条2項との関係は、これから調べてあれるんでしょうけれども、そういうふうには。いや、かなりいろんなことを考えられる方なので、そんなことも出てくるのかなど。一生懸命手入れしていますしね、いや本当にいい感じだと思いますよ。ソメイヨシノ、余り手入れしちゃういけないんですけども、手入れしながら邪魔にならないようにして、それであれだけ枝葉が、枝の密度があれだけ剪定して保たれているというのは、相当な管理をされているね。すごく愛着と、それに伴う実行もされた方ですね、この方は。

というようなこともあるんじゃないかと思うんですね。区民のほうが進んでいけば、進んでいるほど、そういう考えも出てくるのかなと思いますね。でも、一般的には42条2項に係る端っここの木が多いですから、やっぱりどの木が該当するのかというのを、ちょっと調べたほうがいいのかなどという気がしますね。まず1,800本、2,000本ぐらいあるんですけど、恐らくその中でそれなりの本数はあるのかなという気がしますけれども。

**熊谷委員長** どうぞ、事務局。

**みどり公園課長** 参考資料で、新宿区みどりの条例の保護樹木の部分を抜粋したものがございますが、この第17条、下のほうにございます。17条のところに、「保護樹木等の所有者等は、保護樹木等の保護及び保全を図るため、これを立木として、区へ譲渡する旨区長に申し出ることができる。」という規定がございます。まず、このことを御紹介いたします。

それから、保護樹木が、そういう42条2項道路の後退部分にどれだけあるかということですが、これはもう1,067本という限られた数字ですから、調べればすぐわかることでして、これは委員御指摘のとおり調べてまいりたいと考えております。

それから、区がもしその木ないし、その土地を買った場合にどうするかということになりますが、やはり建築行為を伴うものであれば、その存否、そこにあっているののかないのかということに関しては、建築基準法を所管しております建築指導課等とも協議をしていかなければならないんですけれども、なるべく残す方法はないのかということで、協議していくこ

とになろうかと思えます。

**椎名委員** これはね、伐採する当事者は所有者の方ですけれども、寄附されると当事者は区になりますからね、そこら辺、どういうふうを考えるのか。区の木、公園にある木やなんかをどうするのかと同じレベルの話になってくるということがありますよね。

あと、もう一つは、やっぱり最近DNAとかの継続とか、そういう観点があると思うんですよね。皆さんよく、例えば鶴岡八幡宮のオオイチョウで、いろんな方法で残して、その中でもDNAの保存というか、要するにクローンですけれども、そういうのは皆さん知ってきていますので、そういうことができるのかどうかと。4月29日ですか。ですから、ちょっと日にちがながいですが、それと芽が出てしまったので、ちょっとなかなかあれなんですけれども、そういうのを含めて、こういう大事にされてきた木は、さっきバンクの話がありましたので、バンクのほうでそういう作業ができれば、それはそれで。さっきのシイの木も、2代続けて保護樹木ですばらしいですし、これもすばらしいですね。そういう方にこたえるというんですかね、こたえる施策というか、仕組みというか、アフターケアの仕組みというか、そういうものも整えておけば、2月の話だったら、2月だったら可能性ありましたよね。今だとちょっと接ぎ木もね、芽が出ちゃうとね、ちょっとなかなか難しいかなと思いますけれども、2月の段階なら、早い段階で保険的に接ぎ木でやっておけば、この人の樹木に対する気持ちというのは、ある程度こたえられたということはいえるのかもしれないね。

**熊谷委員長** ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。

このみどりの問題、この保護樹木とか保護生垣とか、そういう問題は、もうここ十何年以上、ここで熱心に取り組んできていただいて、最終的に皆さんが疑問に思うのは、この審議会でも幾ら頑張っても、都市計画とか、あるいは区の建築でどう考えているかとか、もっと言えば土木のほうの道路とか、そういう全般的な計画の中で考えていかないと、やはり非常に、いわゆる対処療法も最後の対処療法で、もう傷で助からないところにばんそうこうを張るかというようなレベルなので、皆さん大変歯がゆい思いをしていらっしゃるんで、できればこういう機会を一つのきっかけにして、先ほど土木部長もきちっと言っていただいたので、我々が非常に悩んできた問題に関して、今回非常に区民の方のより進んだというか、熱い気持ちが出てきたので、抜本的にもう少し踏み込んだみどりの推進審議会の、場合によっては私は規則を変えてもいいと思うんですけれども。

例えばこの木を、今おっしゃったようにどうしても守ってほしいと、それから審議会でも



十分それにふさわしい、区の中ではトップレベルの樹木だということになれば、そのときには区のほうから樹木を買い取るなり、あるいは土地ごと、いろんなことを考えて、そうした段階で区の予算を使えば、個人では負担できないような、対処できると思うんですね。実際、例えば基金があるわけですから。基金を出せば、かなり遠いところから重機を、非常に大きな重機を入れればつれるんですね。今スカイツリーなんていうのは、あれものすごい重機を入れてやっているわけですから、その狭いところ。だから、技術を使えば、このぐらいの木を高くつって出すということも全く不可能じゃないので、ただそれについてはコストがかかり過ぎて、単なるこのみどりの課とか、あるいは個人のレベルでは対応できないですけども、区としてこれをどうしても守るんだと、それから所有者の方もそれに対して本当に守ってほしいということに対しては、何かそういう、少し高いところの高所からの判断で区全体のみどりを守るという観点に立てば、予算とか何かも検討することが可能ではないかと。例えば、区長がそういうことに対して理解を示して、区としてこのみどりについてはきちっと守れということになれば、多分物事がまた次へ動くような気がするんですね。

ですから、何かそんなことへつながるような考え方を、私はぜひこの小委員会の議事録に残していただいて、それを踏まえて本委員会のほうでも何かよい手だてを考えていただくと。それと並行して、先ほど副会長の言われたような、現状でできる調査をしていただくと。たまたま今度の課長は建築に詳しい方がきてくださったようですから、今、私が言ったようなことを検討するきっかけには大変いいチャンスじゃないかと思うので、私も、椎名委員も言われましたけれども、ちょっとこの木をばさっと解除して切っちゃうというのは、何か非常に心苦しいですよ。この所有者の方が、何とか助けてほしいとサインを出しているのに、みんなみどりの小委員会が無視していたというようなことになっても、非常に私たちとしても残念ですので、できるだけ十分に議論した上で……。

クローンは無理ですか、椎名委員。

**椎名委員** それは、ちょっと調べさせていただきたいなと思います。あと挿し木とかありますので、確率は低くてもやってみるとか、そういうことはあるのかなという気がします。ちょっとそこら辺は早急に調べて、御返事したいと思います。

あと、もう一つは、これは建物を壊すんですか。壊す。建物を壊すとき、重機はどこから入るんですか。

**みどり公園課長** ちょっと地図がないのであれなんですけれども、大きな通りからは、ずっとこの4メートル前後の、ほぼ4メートル未満の道しかございませんで、重機に関しては、い

わゆるバックホーのようなものは入るかとは思いますが……

**椎名委員** いや、私が言っているのは、いずれにしても家屋を壊すんですから、重機なんか入れなきゃいけないんでしょうから、更地にまずするでしょうと。段取りとして、その後に桜の移植というのは可能なかどうかということをやっと検討しないと、そこでもだめだということをやっとやっておかないと、検証しておかないといけないのかなという気がしますね。

**熊谷委員長** はい、どうぞ。金田委員、お願いいたします。

**金田委員** 今、皆さんの御提案や御意見を聞いて、ちょっと感動しているところですけども、また違う視点を考えると、この桜の木の樹齢はどれぐらいなんでしょうか、そしてひよっとすると、この木の寿命というのは何年ぐらいなんでしょうか、ちょっと知りたいと思っています。

**熊谷委員長** どうぞ、椎名委員、御専門ですから。

**椎名委員** 3メートルぐらいですね。そうですね、どうでしょう、100年ぐらいたっているんじゃないかと思いますよ。3メートルというと、大体……。まあ100年まではいかないかもしれないけれども、80年から。例えば、戦後じゃなくて、もうちょっと前でしょうね、植えられたのは。そこら辺は、逆に言うと調べたほうがいいかもしれませんね。

**みどり公園課長** 所有者の方のお話ですと、樹齢は大体60年ぐらいではないかと。まあ日当たりがよいので、生育もよかったのではないかと。あとこの辺は、おっしゃるとおり戦災では焼けているようですから、所有者の方いわく、戦災では一度焼けているが、その後、生育しているということです。

**椎名委員** 60年というと、恐らく育成期間がありますので70年ぐらいですかね、そうすると。最初から、実生じゃないですから。

それと寿命ですけども、よくソメイヨシノ60年説というのを言うんですけども、どうも最近ではそうじゃないよというのが、気象の条件やなんかによるんですね。弘前なんか寒い、寒いというか寒冷地だと120年とかありますけれども、まあ害虫の発生が少ないんですね。そうするとやっぱり長生きするんですけども、でも東京の桜でも、今60年というのは必ずしも寿命とはいえないと思いますね。やはり大切に育てれば育てるほど長生きするし、こたえてくれるというのが樹木だというふうに私は思います。

**熊谷委員長** 金田委員。

**金田委員** そうすると、移植によって樹勢が弱まるということは考えられますか。

**椎名委員** 難しいですね。周りの状況で、どんなふうな根がとれるのかという。堀がありますし、堀の基礎がどこまでいってというのをちょっと調べないとわからないですけども、意外とコンパクトな根になっている可能性はないとはいえないと思いますね。周りの状況をちょっと見ないとわからないんですけども、コンパクトになっていれば、かなり移植も可能だと。

それと、今キノコが出ていましたので、やっぱりちょっと空洞がどういうふうになっているか、腐食が、腐っている部分がどういうふうになっているのかを、ちょっと調べないといけないのかなと思います。それで、移植に、動かすことに、物理的な力が加わりますので、そういうものに耐えられるのかどうかということも、調べないといけないのかなと思います。

ただ……。幹の写真ありますか。これだけですか。もうちょっとわかるような。それですかね。幹のぐあいがわかるようなのが一番いいんですけどね。ああ、これですか。もうちょっと。ありがとうございます。これ1枚、あと何枚かありますか。幹のこういう、これです。一番、それですね。それちょっと映してみてください。

ああ、これですとね、ちょっとよくわからないんですけども、茶色の部分がありますね。コケが生えている部分と違った茶色の部分がありますので、結構その茶色の部分は、これちょっとこの場面だけじゃわからないんですけども、去年なり成長した跡だと思うんですね。成長痕と我々、呼んでいるんですけども、成長するときにはどんどん皮が破れるというか、開いてきて、それで下から盛り上がってくる。カルスの状態が、盛り上がってくるような状態になるんですけども、これは一つの成長している、まだ成長しているあかしなんです。ですから、見た目には、これが何カ所もあればかなり、まあこれだけじゃわからないんですけども、成長力はまだあるのかなというあれですね。

それで、キノコもごくまだ、あの1カ所だけでしたか、キノコは。先ほどの写真の1カ所だけですか。

**事務局** はい。

**椎名委員** そうしますと、可能性としてはあるでしょうね。

あと空洞の問題、これがそうですか。ああ、なるほど。随分手入れはしていますので、本当は切り口から腐朽がどんどん入っても不思議はないんですけども、それでも余りそういうことがなくて、幹もきれいになって、3メートルの割には幹もきれいになっていますね。まあ可能性としてはないとは言えませんね、この状態を見ると。

**熊谷委員長** はい、副会長どうぞ。

**輿水委員** 指定解除の理由で、移植が難しいからって加えるという話、さっきしたんですけれども、移植できそうだっておっしゃるんですね、重機が入れば。現行からいっても、不可能ではないということになっちゃうと、移植不可能だから解除って話がちょっと飛んじゃうので、どうしたらいいかなと悩み始めちゃうんですけれども。

それから、委員長が言われるように、建物を壊しちゃって、ある程度のクレーンが入るならば、ということは、お金の問題は除けば不可能ではないだろうと。そういうことも検討して、お金がないから無理、だから残念ながら指定解除に踏み切ったというのが、この委員会の結論だということになるのか。どうでしょうか。

**熊谷委員長** 金田委員、お願いいたします。

**金田委員** もし移植というものが可能であれば、さまざまな方法を考えてみるのが、一番いいのかなと思うんですね。

**熊谷委員長** 事務局、小菅さん、お願いいたします。

**事務局** 今、移植の件でいろいろお話をいただきました。最終的に、その所有者のほうで決定的にだめだったのは、移植場所がなかったんですね。つまり、今回その土地を半分、相続で売るという、当初お話を聞いていたんですけれども、御自分たちが住む土地というのは、実は4分の1くらい、4分の3近くを売るんですね、更地として売る。ですので、今度移植で桜を御自分たちの土地に持ってくると、御自分たちが住む家が建たなくなってしまうんですね。これが決定的な、だめだという理由になったところでございます。

以上でございます。

**輿水委員** 多分だめでしょう。もう僕、無理強いしませんけれども、こういうことが1年も前に、何年も前にわかっていたとすると、今度は売るほう、買ってもらう人の側にね、これはこの土地は桜つきですよと、それで買ってくれませんかというふうに、区が上手に話を持って行ってね、それを桜を生かした、例えばマンションの計画とか、そういうふうにする。あるいは超裏わざとして、この部分、桜の生えている敷地の部分だけ区の土地にして、そのセットバックの対象から外すようなまい算段をすとか、まだその裏わざがあったかもしれないんですね。だから、余りそういうことをぐちぐち言い出すと、まだこういう可能性あるんじゃない、あるんじゃないって、最近、区民の方、大変勉強されていろんな情報をお持ちなので、何だ小委員会、何やっているんだ、そんなことも知らないのかという話になるのを私は避けたいし、行政としても不十分じゃないかというふうになるのも避けたい。そういう意味で、私、いろんなことを今悩んでいるんですけれども、いかがでしょうか。

**みどり公園課長** 御指摘のとおり、もうちょっと時間があれば何かいろいろ考えられたかもしれない。今回のお話をいただいたのが、ことしの2月3日、先月の話でございまして、もう土地の売買が間近に迫っているという状況の中では、もう少し時間がほしかったなというところが正直なところ。今後はもうちょっとこういう、いろんな情報を早く入手できる手段があるのか、ないのかというところですね、そういうところも含めて検討させていただきたいと思っております。

**熊谷委員長** 渡辺委員、何か。はい、どうぞ。

**渡辺委員** もし、今拝見していて、道路の拡幅というのは、どうしても防災上しなきゃならないことですね。ここだけ残すというのは、ちょっと不可能かと思います。かなり移植というのは大がかりだと思いますので、せめてクローンとか、それから接ぎ木で、何か残せる方法もあわせて考えてはいかががでしょうか。そういうこと、椎名先生、大丈夫なんですか。

**椎名委員** 調べて。

**熊谷委員長** ありがとうございます。

いろいろ貴重な御意見をいただいたので、それを、これ多分、議事録の中でもう一度整理をしていただいて、余り削除しないで、本日の議論を十分に残しておいていただいて、まあみどりの推進がこれ以上、停滞しないように、むしろ、ちょっと私、今、守りだと思ふんだよね。この小委員会が、一番最後の守りのところで、どうしようもなくなってからというような考えで、それでも何とか頑張ろうとして今やっているわけですけども、みどりの推進審議会の上のレベルでも、どうしても守りになっているし、それからはっきり言って区の行政の中でも、どうしても、どちらかという住民の方にすべて任せてあって、その将来の計画とか何かについても、住民の方のほうから言ってこない限り、なかなかそれにはこちらとしてはプライベートな問題もあるので、こちらから手を出さないということですけども、個人個人の生活とか、それからあるいは将来の財産とか、いろいろそういうことには触れなくても、区全体として、この地域とか地区のみどりをどういう形で整えていくとか、保全していくとか、どこが非常に重点だと、それは整理をもうしてきているので、その意味からいって、どこの地域がかなり重要な地域、つまりみどりが非常に担保性がなくて、区でできれば早目に手を打っておかないといけないとか、それからこの辺は大丈夫だとか、ただそういう戦略的な、そういうマップみたいなものを、やはりすぐではなくてもつくっていただいて、そういうところにかかっているものについては、常にいい意味での関心の目は厳しくしていくというような形をしないと、どうもちょっと守りの姿勢でずっといくんじゃ、事務局の方

も、私、見ていても非常につらいし、作業がしにくいということなので、私としてはそういう積極的なみどり行政を進めるために、必要な措置とか予算とか人員とか、そういうのが審議会のレベルでコメントして、はっきり言ってもし可能ならば、みどり行政の本当に腰を入れてやるというためには、こういう提言があるということ例えば区長に出すとか、あるいは区長室に出すとか、何かそういう形へ持っていけば、今の事務局の皆さんが非常に苦労して、委員の意見に対して一生懸命答えたのを見ても、何かその辺が、努力しないと、いつまでたってもこんな感じかなというのが正直しますので、小委員会も、委員の方は特によくおわかりでしょうけれども、これを次の審議会のレベルで、かなり強力に、できれば私、議題としてもいいと思うんですよね。そういう形で、次のみどり行政に対する審議会の位置づけとか役割というのは、こういうことではないかというのを委員の方々にもう一度御意見をいただいたらいいかなというふうに思いますが、そのくらいできようは勘弁させていただいて、この解除の案件についてはいかがいたしますか。

**輿水委員** 賛成です。

**熊谷委員長** そうですか。

**輿水委員** 事務局の方々が大変苦労されて、本当に苦渋の選択で、制度の持っている限界もある、予算の限界もある。そういう中で、こういう判断をどうかということで、この小委員会に託されたわけで、そうするとこの小委員会、一番大変なことになりますので、小委員会がオーケーと言うから、ほっとされるだろうと思うんですけれども、この小委員会はいわば裁判員の裁判、会議からのことで、この木に対して最終的な結論を出すのはこの小委員会なんですよね。非常に苦渋のつらい結論をしなきゃいけない。そこのつらさも、小委員会の小委員のつらさもぜひわかっていただいて、これ以上、我々を悩まさないようにしていただきたい。何かうまい方法をね、うまい説明の方法。だから、その指定解除の理由をうまく考えなきゃいけない。区民も納得し、我々も納得し、全体で、まあやむを得ないというあたりの判断、つくっていただきたい。お願いします。

**熊谷委員長** はい、どうぞ。部長、お願いいたします。

**みどり土木部長** 非常にいろんな御指摘、ありがとうございます。今いただいた、委員長、副委員長からもいただきまして、確かに何か皆様に心苦しい御判断をいただくのは、我々にとっても非常につらいところでございますので、もう少し前向きに審議ができるような、区のシステムといいましようか、財政も踏まえてなんですけれども、もっともっとアピールして、適切な財政が、負担ができるような形を研究していきまして、また審議会のほうにも御提案さ

せていただいて、御議論いただいた上で、来年すぐというわけにはいかないのかもしれませんが、こういう保護が適切に、的確にできるように、これは構築していかなければいけないと思いますし、また今のこれは御意見も、私ちょっと時々、区長に呼ばれることもございますので、そのときにもまずは一言申し上げさせていただきまして、区としても考えるようにしていきたいというふうに思っておりますので、今回についてはどうもありがとうございましたということとともに、ちょっとこの件については宿題にさせていただきたいと思えます。

どうもありがとうございます。

**熊谷委員長** はい、椎名委員。

**椎名委員** さらに細かいことで、委員長の言われたことをあれしますと、道路の端に結構、木があるというのがあるんですね。例えば成城学園ね、それと田園調布。道路の端、みんな木があるんですよ。そういうことは、いいまち、広いですけども、幅がね。それともう一つは、家が建たないということがあれば、木を残すことによって、容積率をおまけしてあげるとか、木を残せば容積率をふやしてあげる、そういう制度をつくるとか、ですからこのうち2階建てしかできないなら、4階建てにしてあげて、敷地狭くてやるような制度をつくるとか、そういうことも考えられるんですね。これは逆に言うと、建築行政と一緒にやればいいんですから、さっきの話と一緒にね。そういう前向きという、委員長、おっしゃったので、前向きのいろんな手段はまだ、いろんなこと考えられると思うんですね。そういうものを出して、やれるものをやったらいいんじゃないかなと思います。

**熊谷委員長** 大変ありがとうございました。

私ちょっと時計を忘れちゃったので、今何時。

**みどり土木部長** 七、八分過ぎています。

**熊谷委員長** 過ぎちゃった。あらあら。

それでは、大変貴重な御意見をいただきまして、ありがとうございました。

一応、時間がまいりましたので、本日の審議の結論だけを、御審議をいただきたいと思いますが、まず保護樹木等の指定に関しての件でございますが、その点については御異議なしということでよろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**熊谷委員長** ありがとうございました。

では、原案のとおり指定については、お認めをいただけたということにさせていただきます。

す。

それから、指定樹木の解除につきましては、大変いろいろ御審議をいただきましたが、今回の案件につきましてはいかがでございましょうか。解除についても、お認めいただいてよろしいでしょうか。

(発言者なし)

**熊谷委員長** ありがとうございます。

それでは、本日の指定及び解除については、御審議の結果、原案どおりお認めをいただいたということにさせていただきます。

---

### ◎その他

**熊谷委員長** 最後に、その他、連絡事項等について、事務局から説明をお願いいたします。

**みどり公園課長** 御審議ありがとうございました。

それでは、報告事項を幾つか申し上げます。

前回の小委員会におきまして、小委員会での御意見を踏まえて、現在進めているみどりについての情報提供の取り組みの一部を御紹介させていただきます。

まずは、1点目は先ほど冒頭、御説明いたしました新宿区公園・児童遊園MAPでございます。この地図は、昨年度末に2,000部ほど作成いたしまして、みどりの係、みどり公園課の窓口及び特別出張所の窓口で、これは来週、4月23日の週になりますが、各出張所と本庁の窓口で、区民の皆様に配布する予定でございます。

2点目は、「広報しんじゅく」による公園のPRでございます。先ほども冒頭、御説明いたしましたが、4月5日号に、一番後ろ、裏面になりますけれども、「ぶらり公園散歩①」ということで、「この木なんの木？ 気になる公園」、四谷見附公園の中央に立つプラタナスというものを御紹介させていただいております。

**事務局** 一番後ろのページのこちらでございます。

**熊谷委員長** ①から幾つ続くの。

**みどり公園課長** 11回の連載の予定でございます。

**熊谷委員長** 101回。

**みどり公園課長** いや、11回でございます。

あと3月15日号ですね、「春うらら サクラを訪ねて」ということで、区内の桜の名所を紹介している記事でございます。



このように、平成23年度に指定をしました薬王院の特別保護樹木のケヤキにつきましては、景観重要樹木の指定とともに、4月25日号の「広報しんじゅく」で掲載を予定しております。

最後、3点目では、ホームページによる桜の見ごろ情報の提供についてです。今年度から新たな情報発信として、桜の開花状況を随時配信しております。もうちょっと散っちゃっている感じなので、4月4日から20日ごろまでを目途に配信してございます。なお、秋には同様に紅葉の情報を配信してまいる予定でございます。

では、続きまして連絡事項を申し上げます。

次回のみどりの推進審議会ですが、9月上旬ごろと考えておりますけれども、委員の皆様には文書にて、改めまして御通知いたします。

なお、本日の審議の経過及び結果については、次回のみどりの推進審議会に報告させていただきます。

では、私のほうからは以上です。

**熊谷委員長** ありがとうございました。

今の報告について、何か御質問ございますか。

(発言者なし)

---

### ◎閉会

**熊谷委員長** それでは、特にないようでございますので、平成24年度第1回新宿区みどりの推進審議会小委員会を閉会とさせていただきます。

本日は、どうもありがとうございました。

午後4時12分閉会